

協議第17号 消防団の取扱いについて

1. 基本的な考え方

(1) 消防団

消防団は消防組織法に規定する消防機関であり、1市2町の消防団については、新市における一体的な消防体制を確立する観点から、合併時に統合する必要があると考えられます。なお、各市町において分団等の組織機構などが異なることから、これらについて調整する必要があります。

(2) 海防団

観音寺市海防団については、水難救護法第1条及び第3条に規定する遭難船舶の救護等のために設けられた組織で、観音寺市独自のものですが、遭難船舶の救護等について一定の役割を果たしていることから、現行どおり新市に引き継ぎ、必要に応じ、その組織等について調整を行うことが考えられます。

2. 1市2町の消防団の状況

(1) 組織・任用等

		観音寺市		大野原町		豊浜町		備考	
消防団の名称		観音寺市消防団		大野原町消防団		豊浜町消防団			
消防団の区域		全域		全域		全域			
組織	分団数	11分団		9分団		5分団		25分団	
	団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数
	団長	1	1	1	1	1	1	3	3
	副団長	4	4	2	2	2	2	8	8
	分団長	11	10	9	9	4	4	24	23
	副分団長	10	10	8	8	4	4	22	22
	部長	31	29	9	9	5	5	45	43
	班長	53	51	33	33	26	26	112	110
	団員	260	260	143	142	123	122	526	524
計	370	365	205	204	165	164	740	733	
任用	団員等の任用	(1)本市に居住する年齢満18歳以上50歳未満であること。ただし、団長、副団長等にして特に必要あるときは、この限りでない。 (2)志操堅固で、かつ身体強健な者。		(1)本町に居住する者。 (2)年齢満18歳以上55歳未満であるもの。ただし、団長、副団長、分団長、副分団長についてはこの限りでない。 (3)志操堅固、身体強健であってその職務の遂行に支障なき者。		区域内の住民で次に掲げる者。 (1)年令18歳以上の者 (2)身体強健で素行善良な者			
	団長等の任期	団長～班長 2年		団長～副分団長 4年		団長～班長 3年			

「平成14年度版 消防年報」(三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部平成15年刊行)による

## (2)報酬・費用弁償等

		観音寺市	大野原町	豊浜町	備考
報酬	団 長	172,000	184,000	179,000	単位:円 年額
	副 団 長	128,000	113,000	108,000	
	分 団 長	90,000	86,000	90,000	
	副 分 団 長	57,000	63,000	61,000	
	部 長	42,000	45,000	44,000	
	班 長	37,000	41,000	40,000	
	団員等の任用	28,000	33,000	33,000	
	そ の 他	運転手 44,000	指導部長 86,000		
費用弁償	水 ・ 火 災	1回につき 2,200	1回につき 2,600	1回につき 火 2,400 水 2,500	単位:円 / 人 火 火災 水 水防
	警 戒	1回につき 2,200	1回につき 2,100	1回につき 2,100	
	訓 練	1回につき 2,200	1回につき 2,100	1回につき 2,100	
	そ の 他	分団運営費 本部 220,000/年 分団 170,000/年 機関員手当 44,000/年	分団運営費 80,000/年 車両整備費 80,000/年	団員訓練手当 13,000/年 分団運営費 120,000/年 機関員訓練手当 26,000/年	
	旅 費	職員の旅費に関する条例による。	団長は議会議員、それ以外は町職員の条例に準ずる。	町職員旅費支給条例の定めるところによる。	
退 職 報 償	香川県消防補償等組合退職報奨金支給条例による	香川県消防補償等組合退職報奨金支給条例による	香川県消防補償等組合退職報奨金支給条例による		
消 防 賞 じ ゅ つ 金 ・ 殉 職 者 特 別 賞 じ ゅ つ 金	条例なし	条例なし	条例なし		
被服等の貸与	全 団 員 対 象	制 靴 略 作 服 帽 業 衣	1 制 靴 略 作 1 服 帽 業 衣	1 制 靴 略 作 1 服 帽 業 衣	1 単位:式 1 1 1

## (3)その他

		観音寺市		大野原町		豊浜町		備考	
表彰	団長表彰	任務執行に当たって功労特に抜群である場合		任務執行に当たって功労特に抜群である場合		任務遂行に当たって功労特に抜群である場合			
	市町長表彰								
設備・施設等	消防自動車	ポンプ車	積載車	ポンプ車	積載車	ポンプ車	積載車	合計	
		9	5	2	7	4	1	15	13
	小型動力ポンプ	16		8		5		29	
	屯所	11		8		4		23	
出動指令体制 (火災出動)		サイレン吹鳴装置		三豊広域からの連絡をうけ、役場からのオフトークによる一斉放送及び無線による一斉指令。役場、下林浄水場、農協五郷支所のサイレン吹鳴。		三豊広域からの連絡をうけ、役場から無線放送による一斉放送。同時にサイレンも吹鳴。			
福祉共済制度		全団員加入 平成14年度予算 1,110千円		全団員加入 平成14年度予算 609千円		全団員加入 平成14年度予算 396千円			
公務災害制度		香川県消防補償等組合消防団等公務災害補償条例による		香川県消防補償等組合消防団等公務災害補償条例による		香川県消防補償等組合消防団等公務災害補償条例による			
消防防災業務相互応援協定		三豊郡観音寺市消防相互応援協定書 (昭和30年12月1日)		三豊郡観音寺市消防相互応援協定書 (昭和30年12月1日)		三豊郡観音寺市消防相互応援協定書 (昭和30年12月1日)			

## 《先例地事例》

・西東京市  
・さいたま市  
・篠山市  
・さぬき市  
・東かがわ市

「消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。」  
「消防団については、当面現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営交付金については、合併時に再編する。」  
「合併時に統合するものとし、分団の組織は、原則としてそのまま新市に引き継ぐ。」  
「消防団は、合併時に統合する。分団の組織等は当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。」  
「消防団については、合併時に統合する。」  
(1)名称、区域については、合併時に統合する。(2)任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取り扱いについては、調整し、新市に引き継ぐ。引田町、白鳥町及び大内町の消防団の団員であるものについては、新市に引き継ぐ。(3)組織、階級、定員、訓練、礼式及び服装については、調整し新市に引き継ぐ。出動指令体制は、合併時に統合する。(4)消防相互応援協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。(5)消防施設整備については、新市において調整する。(6)私設消防組織等の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3. 海防団の状況

(1)組織・任用等

		観音寺市	
海防団の名称		観音寺市海防団	
海防団の区域		全域	
組織	分団数	3組織	
	団員数	条例定数	現団員数
	団長	1	1
	副団長	2	2
	救助長	2	2
	看視長	2	2
	班長	7	7
	団員数	36	36
	計	50	50
任用	団員等の任用	(1)本市に居住する年齢満18歳以上50歳未満の者であること。ただし、団長、副団長、救助長、看視長及び特別の技術者にして特に必要があるときは年令についてはこの限りでない。 (2)志操堅固で、かつ身体強健な者。 (3)団長・副団長は海防団より推せんされた者であること。	
	団長等の任期	団長～班長 2年	

(2)報酬・費用弁償等

(単位:円、年額)

		観音寺市	
報酬	団長		71,000
	副団長		55,000
	救助長		48,000
	看視長		43,000
	班長		28,000
費用弁償	団員		23,000
	海難・水防	1回につき	2,200
	器具整備	1回につき	2,200
	警戒	1回につき	2,200
	訓練	1回につき	2,200
旅費	職員の旅費に関する条例による。		
退職報償	観音寺市海防団条例による		
賞しゅつ金	条例なし		
被服等の貸与	全団員対象	制略作	服帽業衣 1 1 1

(3)その他

		観音寺市	
表彰	団長表彰	任務遂行に当たって功労特に抜群である場合	
	市長表彰		
設備・施設等		-	
出動指令体制		団長の招集により出動	
福祉共済制度		なし	
公務災害制度		香川県消防補償等組合規定による。	
消防防災業務相互応援協定		-	